

税額控除一覧(平成29年度)

税額控除には調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除及び外国税額控除があります。

調整控除

(1) 合計課税所得金額が200万円以下の方

次の①と②のいずれか小さい額の5%(市民税3%・県民税2%)

- ① 下表の人的控除額の差の合計額
- ② 合計課税所得金額

(2) 合計課税所得金額が200万円を超える方

次の計算式で算出した金額(5万円を下回る場合には5万円)の5%(市民税3%・県民税2%)

下表の人的控除額の差の合計額 - (合計課税所得金額 - 200万円)

※ 合計課税所得金額…課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額

控除の種類		金額	控除の種類		金額
基礎控除		5万円	配偶者控除	一般	5万円
障害者控除	普通	1万円		老人	10万円
	特別	10万円	配偶者特別控除	38万円超40万円未満	5万円
	同居特別	22万円		40万円以上45万円未満	3万円
寡婦控除	一般	1万円	扶養控除	一般	5万円
	特別	5万円		特定	18万円
寡夫控除		1万円		老人	10万円
勤労学生控除		1万円		同居老親等	13万円

寄附金税額控除

●対象となる寄附

- (1) 地方公共団体(都道府県・市区町村)への寄附 **～ふるさと納税～**
- (2) 鳥取県共同募金会及び日本赤十字社鳥取県支部等への寄附
- (3) 鳥取県及び米子市が条例で指定した寄附

●控除額

$$(\text{寄附金の合計額}^{\ast 1} - 2,000 \text{円}) \times \begin{matrix} \text{市民税 } 6\% \\ \text{県民税 } 4\% \end{matrix}$$

※1 総所得金額等の30%を限度とします。

また、(1)の地方公共団体への寄附(ふるさと納税)については次の控除が加算されます。(市民税 3/5、県民税 2/5)

$$(\text{寄附金の合計額} - 2,000 \text{円}) \times \text{下記の割合}$$

市民税県民税の所得割の2割が限度です。

○課税総所得金額－人的控除額の差の合計額 ≥ 0 の場合

課税総所得金額－人的控除額の差の合計額	割合
～ 1,950,000円	84.895%
1,950,001円～ 3,300,000円	79.79%
3,300,001円～ 6,950,000円	69.58%
6,950,001円～ 9,000,000円	66.517%
9,000,001円～ 18,000,000円	56.307%
18,000,001円～ 40,000,000円	49.16%
40,000,001円～	44.055%

○課税総所得金額－人的控除額の差の合計額 < 0 の場合 $\ast 2$

割合 \square 90%

※2 課税山林所得金額、課税退職所得金額等がある場合、割合が異なります。詳しくは市民税課市民税係までお問い合わせください。

●控除を受けるためには、確定申告、市民税・県民税申告、またはふるさと納税ワンストップ特例制度の適用を受ける必要があります。

※ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受ける方は、所得税からの控除は発生せず、ふるさと納税を行った翌年の6月以降に支払う市民税・県民税に、所得税控除分を上乗せして減額という形で控除が行われます。

配当控除

株式等の配当所得がある場合は、次の額を税額から差し引きます。

種類	課税所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証券 投資信託等	外貨建等証券 投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	外貨建等証券 投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

住宅借入金等特別税額控除

平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までに入居し、所得税で住宅借入金等特別控除を受け、所得税から控除しきれない住宅借入金等特別控除可能額のある場合、下記の1、2のいずれか少ない金額を税額から差し引きます。(市民税 3/5、県民税 2/5)

※特定増改築に係る住宅借入金等は対象外となります。

- | |
|--|
| 1 所得税の住宅借入金等特別控除額のうち所得税において控除しきれなかった額 |
| 2 ①所得税の課税総所得金額等の5%(97,500円を上限)
【平成26年4月から平成33年12月末までの入居者】 |
| ②所得税の課税総所得金額等の7%(136,500円を上限) |
| ※消費税等が5%のご契約の場合は、上記①の額となります。 |

外国税額控除

納税義務者が外国で所得税や住民税に相当する税が課税されたときは、個人住民税について一定の方法により税額控除を行います。

※外国税額控除の規定は、申告書に外国の所得税等の額の控除に関する明細書を添付して提出した場合に適用されます。